合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ユニマットゼネラルと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十一月十五日

東京都港区南青山二丁目一二番一四号

株式会社ユニマットリバティー

代表取締役　菅原　啓之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である平松卓磨が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月十五日

神奈川県三浦市南下浦町上宮田三〇〇七番地一

メガロン三浦海岸第二―三〇八

LONCO COMPANY LIMITED

日本における代表者　平松　卓磨

限定承認公告

本籍茨城県古河市仁連二〇八〇番地二、最後の住所東京都足立区千住桜木二丁目一四番一八―一〇〇七号　被相続人　亡　南城　喜一

右被相続人は平成二十三年十二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

宮城県登米市迫町佐沼字大網三八〇―六

限定承認者　鈴木　幸弘

限定承認公告

本籍栃木県那須塩原市一区町二八七番地五二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　久保田富夫

右被相続人は平成二十五年九月二十五日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月五日宇都宮家庭裁判所大田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

栃木県大田原市本町一丁目二番四号星ビル一階　限定承認者久保田美咲

代理人弁護士　木野　直

限定承認公告

本籍東京都杉並区西荻北三丁目七二番地、最後の住所東京都杉並区西荻北三丁目三〇番一三号　被相続人　亡　茶谷　照

右被相続人は平成二十四年十一月四日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

東京都杉並区西荻北三丁目三〇番一三号

限定承認者　茶谷なみよ

限定承認公告

本籍長野県安曇野市穂高一九九九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　望月　隆雄

右被相続人は平成二十五年八月二十五日死亡しその相続人は平成二十五年十一月八日長野家庭裁判所松本支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

長野県木曽郡木曽町日義四四八番地一六

限定承認者　望月秀二郎

限定承認公告

本籍愛知県名古屋市中区大須二丁目三三番地、最後の住所愛知県名古屋市中区大須二丁目二七番三四号サンシャイン大須八〇三号

被相続人　亡　中村　喬是

右被相続人は平成二十五年九月九日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月六日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

愛知県名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四階

相続財産管理人髙橋千鶴

右代理人　弁護士　相川　悟郎

限定承認公告

本籍大阪市福島区玉川三丁目一〇三番地、最後の住所兵庫県尼崎市今福一丁目二番一〇―一〇三号

被相続人　亡　鈴木　至弘

右被相続人は平成二十五年七月八日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月十五日

大阪市中央区石町一丁目一―七　永田ビル四階　大阪中央法律事務所

相続財産管理人瀧花憲三

右代理人弁護士　梅田　章二

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十五年八月二十三日付官報の号外第一八五号三十四頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

エビスホテル特定目的会社

取締役　鬼丸　真一

取締役　牟田　祐子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資七十九万五千六百口を七十八万七千六百口に消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年十二月十七日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十一月十五日

東京都港区東新橋一丁目五番二号汐留シティセンター一〇階

エビスホテル特定目的会社

取締役　鬼丸　真一

取締役　牟田　祐子

取締役　牟田　祐子

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年二月二十七日付官報号外第三十八号の八十一頁に掲載されています。

平成二十五年十一月十五日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ｐｒｉｍｕｓ特定目的会社

取締役　中村　博康

訂正公告

平成二十五年十一月十一日掲載の資本金の額の減少公告中、「資本金の額を三億円減少する」とあるは「資本金の額を一億五千万円減少する」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年十一月十五日

北海道札幌市中央区北三条西二丁目二―一

日通札幌ビル六Ｆ

株式会社近畿日本ツーリスト北海道

代表取締役　池田　浩

取消公告

平成二十五年十月二十八日掲載の合併につき株券等提出公告は取消します。

平成二十五年十一月十五日

東京都品川区西五反田一丁目三〇番七号

株式会社ＪＡＰＡＮライフデザイン

代表取締役　伊東　鐘賛

取消公告

平成二十五年十月二十八日（号外第二三二号）掲載の左記会社に係る合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十五年十一月十五日

福岡市中央区清川一丁目三番一号

（甲）株式会社創生事業団

代表取締役　伊東　鐘賛

東京都品川区西五反田一丁目三〇番七号

（乙）株式会社ＪＡＰＡＮライフデザイン

代表取締役　伊東　鐘賛

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一二四		二五～終りから	死亡年月日昭和	死亡年月日平成
		二四	23年12月13日	23年12月13日

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月十五日付第二四七号

九六ページ●同日付政府調達第二一五号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）